



2020年9月議会が、8月27日から9月29日まで開かれました。
主なことについて報告します。

赤磐市のコロナ感染症対策 市民の声が届き、さらに充実！

- 新生児子育て応援特別定額給付金事業 30,137,000 円
国の特別定額給付金の対象にならない令和2年4月28日以降から令和3年4月1日までに生まれた子に、特別定額給付金を給付する。(10万円×約300人)
- 医療機関事業継続支援金事業 12,410,000 円
市内の医療機関へ継続支援金を給付する。(20万円×52医療機関、200万円×1医療機関)
- がんばろう赤磐コロナ対策農林業者支援金事業 91,000,000 円
市内の農林業者に対し給付する。(20万円×約425農林業者)
- 放課後児童クラブ補助事業 18,000,000 円
放課後児童クラブが小学校の臨時休校中に対応するための補助金を交付する。
- 学校施設空調設備整備事業 265,650,000 円
市立小中学校の特別教室に空調を整備する。小学校12校、中学校5校
- 幼稚園・小学校・中学校テレビ会議システム導入事業 9,800,000 円
テレビ会議ができる機器を整備する。幼稚園6園、小学校12校、中学校5校
- 消防 感染症防止対策事業 8,832,000 円
救急活動に必要な感染防護資機材等を整備する。
- 避難所 感染症防止対策事業 18,756,000 円
避難所での間仕切り等を整備する。
- インフルエンザ予防接種支援事業 57,350,000 円
インフルエンザ対策として、重症化リスクの高い高齢者の予防接種費用を無償化する。
65歳以上又は60～64歳で心臓や呼吸器などに障害がある者。約15,000人



福木京子議員の一般質問

① 赤磐循環バスの休止後の公共交通の充実を

問 赤磐循環バスが走らなくなってから1年半になる。多くの高齢者の方から代替バスを走らせてほしいという要望を聞いている。最近アンケートを実施しているがどうなっているのか。

市長答弁 今年5月山陽地域でアンケートを実施。今、分析中で交通会議で本年度中に方針を決定していく。

問 非課税世帯だけのタクシー券でなく、柔軟に利用できるようにしたり、買い物の売り出し日に週2日だけでもバスを走らせるなど施策をすべきだ。

市長答弁 アンケートはきめ細かい調査になっていて、分析して検討をしていく。

② コロナ対策について

問 1、PCR検査体制の拡充を。厚労省が8月7日に事務連絡で自治体の判断で検査可能であるとしている。岡山県では700人の検査ができる体制ができたこと報道されている。赤磐市でも学校や介護施設、保育園など心配の声が出されたところは積極的な検査が非常に大切になってきているがどうか。

- 2、 医療機関への直接財政支援を
- 3、 国の休業支援金の宣伝、実態把握、相談窓口を
- 4、 子どもたちの安心・安全のために少人数学級にすべきだがどうか。

市長・教育次長答弁

- 1、 岡山県内の検査体制は、患者数の増加に備え、検査体制を強化する。先日の赤磐市内中学校における感染事例では、市独自で2日間で100件を超えるPCR検査を実施した。基本的には県の調査による濃厚接触者の方が対象となるが、事例ごとに検討は必要と考えている。
- 2、 感染の影響で収入減となった市内医療機関に、事業継続・感染防止支援を目的に交付。病院に200万円、診療所、歯科診療所に1施設20万円の支援を予定。その他、医療用マスク、ガウン、フェースシールド、消毒液の提供など支援している。
- 3、 この支援金は、感染症の影響で賃金や休業手当が支給されない労働者に給付する厚労省の施策となっており、現在国のホームページなどで広報されている。今後は、市のホームページ、広報紙など検討していく。赤磐コロナ対策持続化給付金の相談窓口は産業会館に開設している。
- 4、 市では独自施策として35人以下学級の取り組みを進めている。国・県に対し、財政支援や県には教員の配置を繰り返しお願いしている。

調査特別委員会（100条委員会）の最終報告を受け、全会一致で北川議員に辞職勧告！



以下は北川勝義議員に対する辞職勧告決議の内容です。

公金支出及び公文書改ざん等調査特別委員会報告書で示したとおり、吉井地域スクールバス及び給食配送車運転業務における臨時職員に対し違法な給与支払いがなされたのは、北川議員の介入と北川議員の介入を断れなかった教育委員会職員の一連の行為にある事は明白である。

本来、議員は市民全体の代表者として、倫理性を常に自覚して議員活動すべきである。北川議員は長期間にわたり総務文教委員長に就任しており、職員が事業を執行するうえで多大な影響があったことが考えられる。また、職員が北川議員に対し恐れ委縮していたことも認められる。

赤磐市議会議員倫理規定第3条第3項に「市の職員等（臨時職員及び嘱託職員を含む。）の公正な職務執行を妨げ、その権限又は地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと」と規定されていることは、議員として当然認識していなければならないことである。

しかしながら、北川議員は、議員として権限や地位、特に総務文教委員長の職にあることを奇貨として、長年のハラスメント行為をとおして職員が恐れ委縮していることをいいことに、教育行政に深く介入し、職員に背任行為、さらに、それに伴う公文書改ざんなど正常な行政執行を歪め妨げた行為は許されざるものである。

このような一連の行為は赤磐市の名誉を失墜させるとともに、ハラスメント根絶に関する決議をしている市議会の名誉をも著しく失墜させ、多大な損害を与えたことは明白であり、これはとりもなおさず市民への背信行為といわざるを得ず、市民を代表する議会として看過することはできない。

議員は公職にある者として高い倫理観に基づいた行動、公職者として使命感を持った行動をしなければならない。にもかかわらず再度このような事件を引き起こしたことに對し、北川議員には調査の結果を重く受け止めたうえで、大いに反省を求めるとともに、議員という職責の重さに鑑みて、潔く辞職することを勧告するものである。

以上決議する。

令和2年9月29日

赤磐市議会

市が設置した第三者委員会も調査報告書を公表

大学教授や弁護士ら委員で構成する第三者委員会も9月30日、委員長の金馬健二弁護士が、友実武則市長に報告書を提出。市長は、「市の顧問弁護士らと協議し、今後の対応を検討していく」と述べていた。

赤磐市議会議員政治倫理条例できる！



これまでは、議員政治倫理規定が適用されていたが、全国の進んだ条例に学び、政治倫理基準や審査結果の措置など内容を厳しく、充実した条例の形にしたものである。

●政治倫理基準では、

- (1) 市民の代表としての矜持を持って行動し、その品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務の遂行に当たっては、市民に疑惑の念を与え、道義的批判を受ける恐れのある行為をしないこと。
- (2) 常に市民全体の利益追求をその指針として行動し、その地位を利用して職務の公正を疑われるようないかなる金品等も授受しないこと。
- (3) 市又は市が資本金その他これに準ずるものを出資し、若しくは市と密接な関係があると認められる法人(以下「市等」という)が行う、許可、認可、指定等又は請負その他の契約に関し、特定の者への有利又は不利な取り計らいをしないこと。
- (4) 市の職員等(臨時的任用職員及び非常勤職員を含む。以下「職員等」という。)の公正な職務の執行を妨げ、その権限又は地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。
- (5) 市の職員等の採用に関して推薦又は紹介をしないこと。
- (6) 市職員等の昇格、昇任、または人事異動に関し介入しないこと。
- (7) その権限又は地位を利用して、嫌がらせ、強制、圧力、差別的発言、その他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。
- (8) 公正な議員活動を妨げるいかなる要求にも屈しないこと。
- (9) 飲食物の供与等社会通念上疑念を持たれる恐れのある行為をしないこと。(10) 公費から支弁された物品の使用に当たっては、その目的に従って、常に適正に行うこと。
- (11) 市税等の完納又は健全な計画に基づく分納等その納付を誠実に行うこと。

●**審査措置**では、(1) 議場での注意 (2) 議場での陳謝の勧告(3)一定期間出席自粛の勧告 (4) 議員が就任している職で議長が別に定める職の辞任勧告 (5) 正副議長、監査委員、議会運営委員会の委員の辞職 (6) 常任委員会及び特別委員会の正副委員長の辞職勧告 (7) 議員の辞職の勧告 (8) 全各号に掲げるもののほか、議長が必要と認める措置。

★市議会ハラスメント調査特別委員会も調査結果を報告！

市役所の清掃を請け負う就労継続支援 B 型事業所の職員らに高圧的な言動を浴びせた問題で、**調査特別委員会**は、29日調査結果を公表し、「行本恭庸市議に対し、一連の言動は議員辞職に値する」とした。福木議員は、「辞職勧告ではなく、行本議員が二度と今回のようなハラスメントを起こさないために、議員研修によって今回の件がいかにも人権を傷つけたかということを深くつかみ、公の場で陳謝すべきである」と辞職勧告には反対討論をしました。